

SABO NEWS LETTER

第136号【発行日】令和2年6月8日(月)【発行】(一社)全国治水砂防協会

目 次

1. 目 次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 国土交通省砂防部長よりご挨拶・・・・・・・・ 2
3. (一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶・・・・・・・・ 3
4. 会員市町村長からの寄稿 広島県熊野町・・・・・・・・ 4
5. 国土交通省提供資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長よりご挨拶

「住民が何処へ避難するのか準備をはじめましょう」

全国で緊急事態宣言が解除されました。ようやく地域の皆様も明るく元気な生活を取り戻して頂けているのではないかと思います。一方で、今後は新型コロナウイルスとともに生きていくための、新しい生活様式が求められています。我々も、新しい仕事のやり方、情報交換の方法など模索したいと思います。既に Web 会議により首長の方々との意見交換も行っているところです。要望活動含めて前例にとらわれず、様々な方法で皆様の声を届けて頂けましたら幸いです。

さて、前号の SABO NEWS LETTER でもお伝えいたしましたが、皆様のご尽力とご協力により、土砂災害防止法に基づく基礎調査がおおむね完了いたしました。この情報をもとに地域住民の皆様へ「土砂災害の危険性」を理解していただきましょう。ハザードマップの改訂、看板の設置などは財政的支援が可能です。また、土砂災害警戒区域内に位置する老人ホームや病院施設、小学校など要配慮者の方々が利用する施設の、管理者による避難確保計画の策定が進められています。今般、策定のための手引を改訂しましたのでご活用ください。

これから本格的に梅雨となります。土砂災害警戒情報が発表された際には、避難対象となる土砂災害警戒区域にお住いの住民が、適切な場所へ避難できるよう準備が必要です。指定の避難所だけでなく警戒区域外にある近くの親戚や知人宅などへの避難も可能でしょう。避難対象の方々が、指定避難所以外に避難できる安全な場所をあらかじめ検討し、確認しておくことなどが、新型コロナウイルス感染症対策のため、避難所での3密を避けることにもつながると思います。まさに「新しい警戒避難の方法」について考え、それぞれの地域の実情を踏まえた「自助・共助」の取り組みを進めて参りましょう。(別添:「市町村による避難の準備(土砂災害の特性を考慮した避難の考え方)」参照)

土砂災害にかかる警戒避難対策は平時からの備えと訓練が欠かせません。感染症にも土砂災害にも負けぬよう、ともに力を合わせて万全の対策をとって参りましょう。

会員の皆様のご健康と、地域が一日でも早く活気を取り戻されることを心より祈念いたします。

土砂災害防止月間の主な取り組み

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000101.html

政府広報オンライン「土砂災害から身を守る3つのポイント」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201106/2.html>

土砂災害警戒区域に関する基礎調査の実施目標を達成

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000102.html

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/kaisetsu.pdf>

(参考)

内閣府・消防庁;「災害時には、危険場所にいる人は避難することが原則です」

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

日本災害情報学会;「あらためて「避難」を考えましょう」

http://www.jasdis.gr.jp/_src/JASDIS_Proposal20200515-1.pdf

国土交通省 砂防部長 今井一之

(一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へご報告させていただきます。さる5月28日に全国治水砂防協会第84回総会を砂防会館にて開催させていただきました。コロナウィルス感染防止のため、規模を縮小し、通常の形とは様変わりの総会となりました。皆様にご出席いただけなかったことは、誠に残念であり、心からお詫び申し上げます。皆様からは委任状をいただき、総会が開催できましたことに感謝申し上げます。今後ともコロナ問題は協会の活動にも大きな影響をおよぼす訳ですが、知恵を出して、工夫をしながら、会員の皆様と共に今年度の活動にしっかり取り組んでまいり所存です。引き続きご指導、ご鞭撻いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて、5月25日に全国的に緊急事態宣言が解除され、日常の活動が少しは戻ってまいりましたが、東京では6月2日に「東京アラート」が発動され、北九州市では第2波の感染拡大が発生するなど、しばらくは油断のできない状況が続いております。会員の皆様も緊張感をもってお過ごしのことと思います。また、いよいよ梅雨の時期に入りつつあり、本日も九州南部では大雨となっており、災害発生が心配な局面となっております。今回のSABO NEWS LETTERに、会員であります広島県熊野町三村町長より寄稿をいただきました。ご承知のように平成30年の災害で激甚な土砂災害を受け、現在復興が進んでいる町です。避難時のコロナウィルスへの備え、工夫などにも触れていただいておりますので是非ご参考にしていただければと思います。その他、国交省今井砂防部長からも最新の情報をお知らせいただき、あわせて砂防部からも役に立つ資料をいただいております。お目通しくださいます。

6月19日からは全国的に人の移動も可能になる予定です。また、皆様方とお目にかかり、砂防協会の活動を活発に展開できますことを心待ちにいたしております。末筆になりましたが、どうか皆さまご自愛くださいませ。そして、災害が起こりませんことを祈念申し上げます。

令和2年6月4日
一般社団法人全国治水砂防協会
理事長 大野 宏之

会員市町村長からの寄稿

土砂災害から町民を守るために

広島県熊野町長 三村裕史

熊野町は、広島県西部に位置し、広島市、呉市、東広島市のほぼ中央に位置する高原盆地で、江戸時代に伝えられた毛筆製造技術により、180 年余りの歴史をもつ熊野筆の製造を地場産業の中心に「筆の都」として知られています。

一方、町の周辺部は花崗岩を主とする山地に取り囲まれ、平成 30 年の7月豪雨では町内で甚大な土砂災害が発生し、12 名の尊い命が犠牲となりました。現在ほぼ 2 年が経過し、特に人的被害のあった町南部の大原ハイツ団地では、3基のうち2基の砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止工事が完成するなど、町内における県の砂防事業を迅速に進めていただき、砂防堰堤の建設等ハード面の対策工事も進んでいますが、砂防工事の完了にはまだ時間を必要としています。加えて近年の気候変動の影響もあり、再度の災害発生が懸念されており、災害による犠牲者を二度と出さぬよう警戒避難を中心とするソフト面での対策にも取り組み、町民の皆様には早めの避難行動をお願いしているところです。

こうした取り組みのなか、昨年度は、国土交通省の社会資本整備審議会に設置された「土砂災害防止対策小委員会」に行政委員として参加させていただきました。土砂災害から実効性のある警戒避難体制づくりをさらに進めるために必要な具体的な方策とは何かをテーマとして 3 回の議事を経て、年度末に答申としてとりまとめられ、大臣にも報告されたところです。私からも、夜間における避難勧告の難しさ等実際の行政対応の中で経験したことを例示しつつ、今後の対応としてあるべき姿を述べ、答申に反映していただいております。

今年もまもなく本格的な梅雨期に突入します。ご近所同士で、避難に助けが必要な方への支援や声を掛け合って避難することで、避難割合が格段に向上するとの検証結果も出ています。特に新型コロナウイルス対策が加わるのが想定される今年は、一段と難しい避難対応となり、全国の市町村長の皆さんも頭を悩ませておられることかと拝察申し上げます。国土交通省砂防部からも「土砂災害の特性を考慮した避難の考え方」等助言をいただいているところであり、熊野町においてもこれらの事務連絡に基づき、教育委員会と学校施設の活用協議を進め、より多くの避難スペースを確保するとともに、県から提供されたチラシを活用し、新型コロナウイルス対策などの周知を行っています。さらに、避難所運営等では、避難者の健康状態の確認のため、非接触人体测温システムや一部避難所において感染者対策用の自動ラップ式トイレを導入しています。その他、既存の避難者用テントに加え、新型コロナウイルス対策に限らず、様々な災害時に避難所内でプライバシーの確保にも使えるテントの調達を進め、避難者の受入れ準備を整えているところです。

また、避難所の少ない町の東部地域に、乳幼児世帯やペット同行避難者に配慮した防災センターを今年度末の完成を目指して建設しています。その後も、中央地域、西部地域にも防災拠点の整備を進める予定としております。

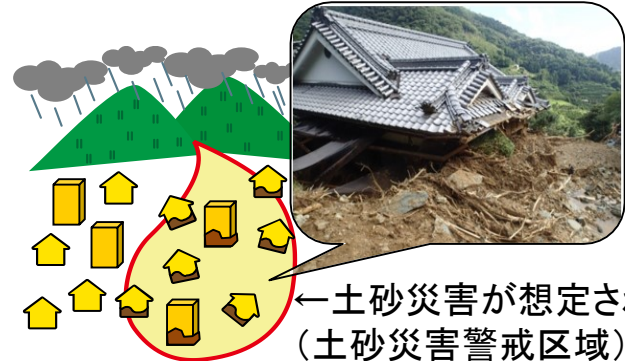
末筆ながら、土砂災害による犠牲者を出さないために、ソフト・ハード両面からの土砂災害対策が一層推進されますことと、全国治水砂防協会のさらなる発展を祈念申し上げます。

土砂災害警戒区域の「内」から「外」へ避難

○親戚や友人の家へ避難を検討する際には、土砂災害警戒区域の外であるかどうか事前に確認するよう、地域住民に対して呼びかけ

○既指定の避難所以外に新規に避難所を開設したり、ホテルや旅館等を避難所として活用する際には、土砂災害警戒区域の外であることを事前に確認

避難場所が土砂災害警戒区域の外にあるか、事前に土砂災害ハザードマップ等を確認

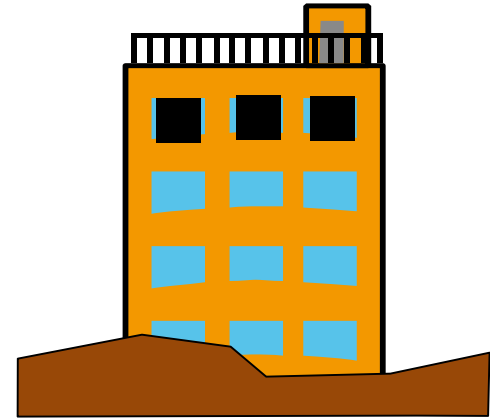


←土砂災害が想定される区域 (土砂災害警戒区域)

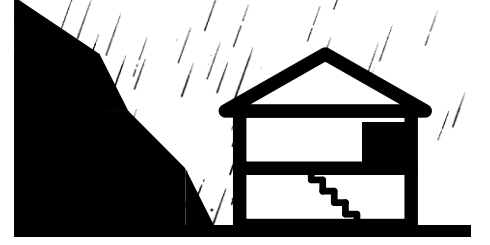


○避難場所に避難できない場合には「次善の策」を取ることを、地域住民に対して呼びかけ

近隣の堅牢な高い建物(鉄筋コンクリート造等)の高層階へ「移動」



自宅外への避難に余裕がない場合や、既に自宅の外が危険な状況の場合、斜面と反対側の2階以上の部屋に「退避」



○土砂災害の避難行動に理解を深めるため「土砂災害警戒避難の好事例集」を活用



令和2年5月29日
水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

土砂災害のリスク情報の見える化に向けて前進！ ～土砂災害警戒区域に関する基礎調査の実施目標を達成～

ハザードマップの整備など警戒避難体制づくりの基礎情報となる土砂災害警戒区域に関して、これまでに確認されている箇所すべての**基礎調査が目標通り完了し、約67万箇所のリスク情報が明らかとなりました。**

1. 基礎調査について

○土砂災害防止法に基づく基礎調査については、平成26年8月の広島県の土砂災害を受け、これまでに確認されている土砂災害のおそれのある箇所について、おおむね5年程度で一通り完了させることを目標として調査を進めてきました。この度、土砂災害警戒区域にかかる基礎調査が目標通り令和元年度末までに完了しました（完了箇所数：671,921箇所、別紙参照）^(※)。基礎調査の結果については各都道府県において公表されています。公表方法は各都道府県のHP等をご確認ください。

各都道府県の問い合わせ先 <https://www.mlit.go.jp/common/001331190.pdf>

○土砂災害警戒区域等の基礎調査は、土砂災害警戒区域等の指定のために、都道府県が土砂災害のおそれのある区域の地形や土地利用状況等を調査するものです。

○土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等では、ハザードマップの作成などの警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限などの土砂災害防止対策が推進されます。

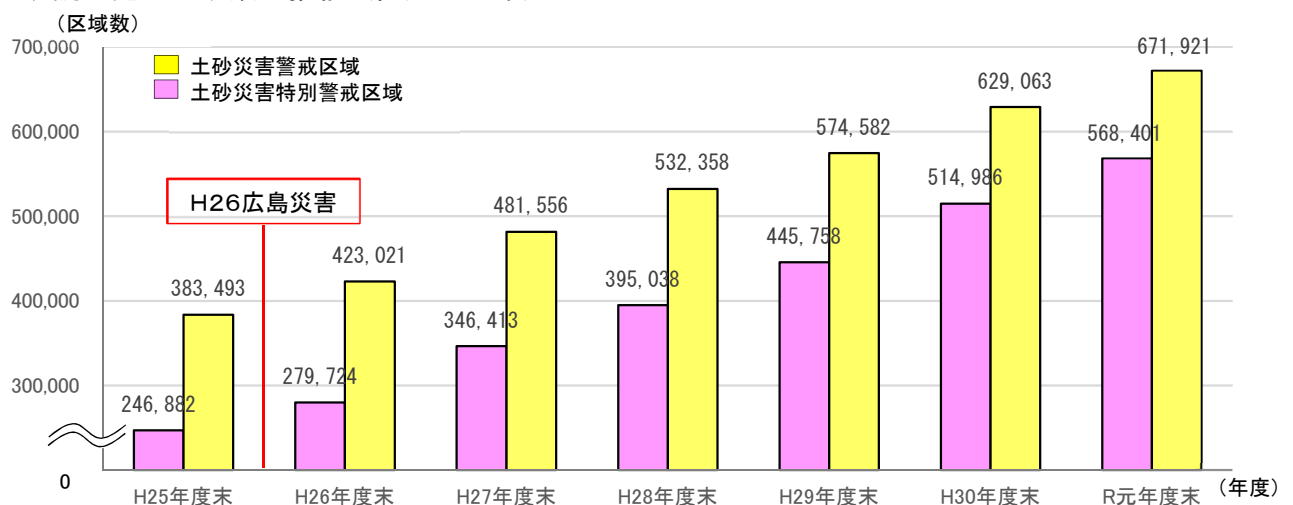
(※) 一定の開発行為の制限などが課せられる土砂災害特別警戒区域の基礎調査については本年中の完了を予定している県があります。

2. 今後の取り組み

○今後、速やかに区域の指定ができるよう、国土交通省では、引き続き都道府県に対する支援を実施してまいります。

○また、社会資本整備審議会から答申のあった、高精度な地形図を用いた土砂災害警戒区域の抽出精度の向上及び更なるリスク情報の整備を目指し、都道府県に対する支援を実施してまいります。

<基礎調査完了区域数の推移（直近7カ年）>



問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課

課長補佐

03-5253-8111 (代表)
03-5253-8467 (直通)
03-5253-1610 (FAX)
今森 直紀 (内線36-142)
根岸 秀一郎 (内線36-134)

基礎調査の実施目標及び進捗状況

都道府県名	基礎調査完了年度又は完了予定年度 ^{注1)}		基礎調査完了区域数 (令和2年3月末時点) ^{注1)}		基礎調査の対象区域数 ^{注2)}
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
北海道	令和元年度	令和元年度	11,807	8,074	11,807
青森県	平成22年度	平成22年度	4,040	3,327	4,040
岩手県	令和元年度	令和元年度	13,316	12,338	13,316
宮城県	令和元年度	令和元年度	8,222	7,435	8,222
秋田県	令和元年度	令和元年度	8,226	6,018	8,226
山形県	平成26年度	平成26年度	5,154	3,512	5,154
福島県	令和元年度	令和元年度	7,983	6,151	7,983
茨城県	平成28年度	平成28年度	4,019	3,591	4,019
栃木県	平成23年度	平成23年度	7,054	6,308	7,054
群馬県	平成25年度	平成25年度	8,988	8,040	8,988
埼玉県	平成27年度	平成27年度	5,225	4,730	5,225
千葉県	令和元年度	令和元年度	10,980	10,461	10,980
東京都	平成30年度	平成30年度	15,478	13,650	15,478
神奈川県	平成28年度	令和2年度	10,461	4,578	10,461
山梨県	令和元年度	令和元年度	7,238	6,024	7,238
長野県	平成28年度	平成28年度	27,014	21,358	27,014
新潟県	平成28年度	平成28年度	14,116	8,981	14,116
富山県	平成26年度	平成26年度	4,887	3,660	4,887
石川県	令和元年度	令和元年度	4,589	3,590	4,589
岐阜県	平成27年度	平成27年度	15,690	14,327	15,690
静岡県	令和元年度	令和元年度	18,215	15,357	18,215
愛知県	令和元年度	令和元年度	16,994	15,225	16,994
三重県	令和元年度	令和元年度	15,938	14,374	15,938
福井県	平成21年度	平成21年度	11,700	10,441	11,700
滋賀県	令和元年度	令和元年度	6,840	5,013	6,840
京都府	平成27年度	平成27年度	17,168	14,415	17,168
大阪府	平成28年度	平成28年度	8,366	7,771	8,366
兵庫県	平成26年度	令和2年度	21,212	10,337	21,212
奈良県	平成26年度	平成30年度	10,810	9,832	10,810
和歌山県	令和元年度	令和元年度	21,879	20,297	21,879
鳥取県	平成23年度	平成23年度	6,205	5,214	6,205
島根県	平成24年度	令和元年度	32,268	20,900	32,268
岡山県	令和元年度	令和元年度	12,719	10,266	12,719
広島県	平成30年度	平成30年度	47,329	44,809	47,329
山口県	平成24年度	平成27年度	25,604	23,787	25,604
徳島県	平成28年度	平成28年度	12,380	11,631	12,380
香川県	平成27年度	平成27年度	8,009	6,606	8,009
愛媛県	令和元年度	令和元年度	16,303	13,965	16,303
高知県	令和元年度	令和元年度	20,029	18,539	20,029
福岡県	平成25年度	平成25年度	17,685	16,119	17,685
佐賀県	平成30年度	平成30年度	12,766	11,618	12,766
長崎県	令和元年度	令和元年度	32,379	30,048	32,379
熊本県	平成29年度	平成29年度	21,549	20,057	21,549
大分県	令和元年度	令和元年度	23,605	21,759	23,605
宮崎県	令和元年度	令和元年度	15,233	13,755	15,233
鹿児島県	令和元年度	令和元年度	23,064	19,017	23,064
沖縄県	平成26年度	平成26年度	1,185	1,096	1,185
計			671,921	568,401	671,921

注1)基礎調査完了とは、当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。

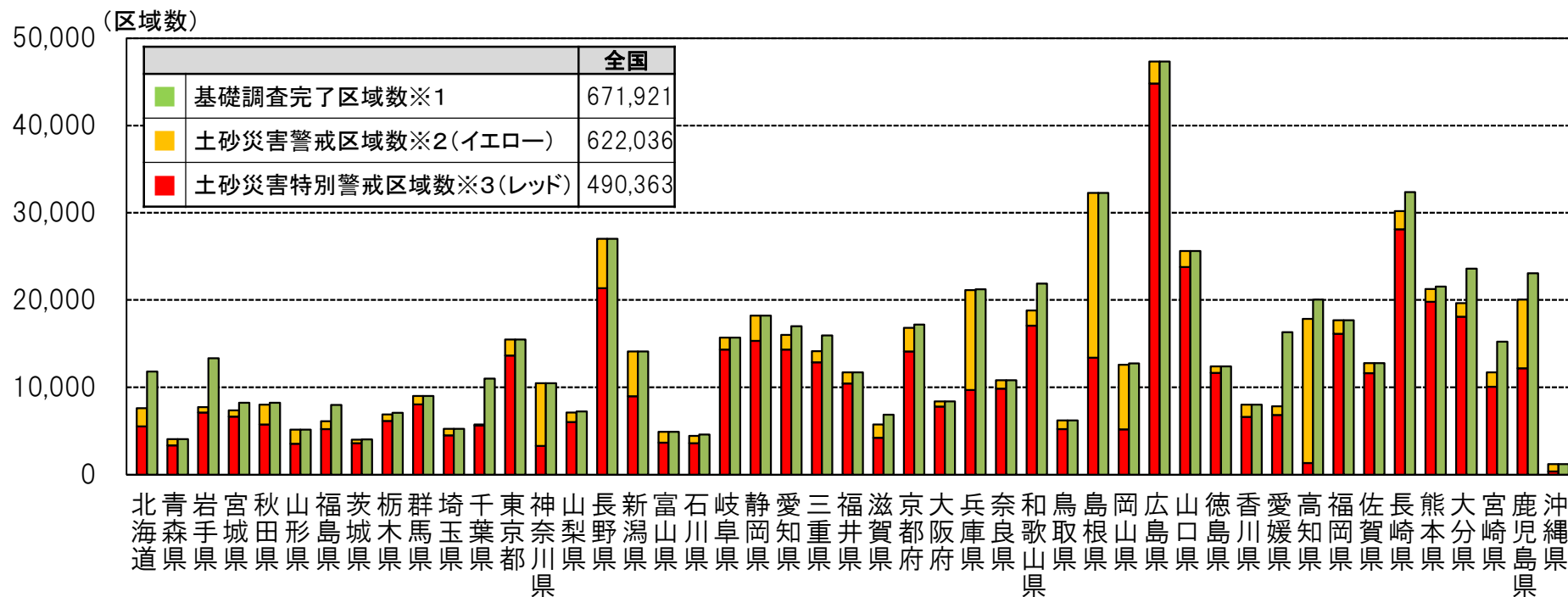
注2)基礎調査の対象区域数は、基礎調査の実施により、土砂災害警戒区域等に指定された、または、土砂災害警戒区域等に指定される予定の区域数のことをいう。

注3)基礎調査完了予定年度は、今後基礎調査の進捗に伴い、変更の可能性がある。

土砂災害警戒区域等の指定状況

(令和2年3月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・東京都・長野県・新潟県・石川県・静岡県・福井県・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・山口県・徳島県・福岡県・佐賀県・熊本県の20都府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、秋田県・神奈川県・兵庫県・島根県の4県。
- 土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、山梨県の1県。



※1. 基礎調査完了区域数

基礎調査完了とは、当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。基礎調査完了区域数は、令和2年3月末時点の値であり、今後、変更の可能性がある。

※2. 土砂災害警戒区域（イエロー：警戒避難体制の整備）（土砂災害防止法）

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

※3. 土砂災害特別警戒区域（レッド：開発行為に対する規制）（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

全国における土砂災害警戒区域等の指定状況

2020/3/31時点

※都道府県により市町村別の指定区域数が公表されている場合は、都道府県名をクリックすると公表ページへジャンプします。

(集計時期の違い等により、ここで公表している都道府県の指定数と都道府県が公表している市町村別指定数の合計が一致しない場合があります。)

都道府県	土石流		急傾斜地の崩壊		地滑り		計	
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
	うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域		うち土砂災害特別警戒区域	
北海道	2,942	1,186	4,552	4,328	102	0	7,596	5,514
青森県	1,155	714	2,801	2,613	84	0	4,040	3,327
岩手県	3,604	3,140	4,052	3,974	57	0	7,713	7,114
宮城県	3,085	2,603	4,122	4,022	129	0	7,336	6,625
秋田県	4,130	2,914	3,190	2,808	668	0	7,988	5,722
山形県	2,175	1,362	2,229	2,150	750	0	5,154	3,512
福島県	3,069	2,260	2,958	2,929	90	0	6,117	5,189
茨城県	1,661	1,437	2,225	2,154	103	0	3,989	3,591
栃木県	3,266	2,666	3,514	3,476	96	0	6,876	6,142
群馬県	2,826	2,309	5,820	5,731	342	0	8,988	8,040
埼玉県	1,497	1,197	3,619	3,305	108	0	5,224	4,502
千葉県	59	43	5,663	5,560	0	0	5,722	5,603
東京都	1,987	1,687	13,461	11,963	30	0	15,478	13,650
神奈川県	1,683	1,130	8,718	2,136	55	0	10,456	3,266
山梨県	2,442	1,770	4,360	4,254	289	0	7,091	6,024
長野県	6,701	5,510	18,795	15,848	1,518	0	27,014	21,358
新潟県	5,357	2,653	7,312	6,328	1,447	0	14,116	8,981
富山県	1,382	877	2,843	2,779	656	1	4,881	3,657
石川県	2,115	1,725	1,911	1,865	394	0	4,420	3,590
岐阜県	6,935	5,699	8,659	8,628	96	0	15,690	14,327
静岡県	5,017	3,312	12,853	12,002	345	0	18,215	15,314
愛知県	4,351	3,329	11,611	10,995	42	0	16,004	14,324
三重県	4,763	3,673	9,358	9,178	0	0	14,121	12,851
福井県	4,531	3,548	7,037	6,893	132	0	11,700	10,441
滋賀県	2,239	1,223	3,451	2,972	40	0	5,730	4,195
京都府	6,731	4,306	10,007	9,800	57	0	16,795	14,106
大阪府	1,823	1,316	6,527	6,455	16	0	8,366	7,771
兵庫県	6,976	1,692	13,888	7,998	271	0	21,135	9,690
奈良県	3,780	3,114	6,866	6,718	164	0	10,810	9,832
和歌山県	4,993	4,226	13,341	12,845	459	0	18,793	17,071
鳥取県	2,610	1,822	3,475	3,392	120	0	6,205	5,214
島根県	13,248	1,540	18,299	11,848	721	0	32,268	13,388
岡山県	6,747	2,375	5,646	2,794	197	0	12,590	5,169
広島県	16,812	15,437	30,402	29,372	115	0	47,329	44,809
山口県	9,866	8,770	15,409	15,017	329	0	25,604	23,787
徳島県	2,262	1,940	9,814	9,691	304	0	12,380	11,631
香川県	3,260	2,322	4,612	4,268	123	0	7,995	6,590
愛媛県	4,538	3,713	3,141	3,111	137	0	7,816	6,824
高知県	5,065	285	12,550	1,037	205	0	17,820	1,322
福岡県	5,189	4,676	12,275	11,435	211	0	17,675	16,111
佐賀県	3,472	2,924	9,089	8,694	205	0	12,766	11,618
長崎県	4,353	4,029	24,843	24,088	993	0	30,189	28,117
熊本県	4,521	3,441	16,633	16,363	114	0	21,268	19,804
大分県	4,703	3,794	14,732	14,302	218	0	19,653	18,096
宮崎県	2,773	1,860	8,908	8,183	10	0	11,691	10,043
鹿児島県	6,273	3,387	13,769	8,770	4	0	20,046	12,157
沖縄県	248	79	852	275	83	0	1,183	354
合計	199,215	135,015	410,192	355,347	12,629	1	622,036	490,363

【参考】土砂災害警戒区域の基礎調査完了区域数※1

計	土砂災害警戒区域		
	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り
11,807	4,746	6,543	518
4,040	1,155	2,801	84
13,316	6,348	6,803	165
8,222	3,440	4,625	157
8,226	4,256	3,302	668
5,154	2,175	2,229	750
7,983	3,933	3,779	271
4,019	1,661	2,225	133
7,054	3,279	3,678	97
8,988	2,826	5,820	342
5,225	1,497	3,620	108
10,980	623	10,172	185
15,478	1,987	13,461	30
10,461	1,683	8,723	55
7,238	2,442	4,360	436
27,014	6,701	18,795	1,518
14,116	5,357	7,312	1,447
4,887	1,383	2,846	658
4,589	2,115	1,911	563
15,690	6,935	8,659	96
18,215	5,017	12,853	345
16,994	4,588	12,351	55
15,938	5,247	10,605	86
11,700	4,531	7,037	132
6,840	2,549	4,213	78
17,168	6,860	10,251	57
8,366	1,823	6,527	16
21,212	6,983	13,958	271
10,810	3,780	6,866	164
21,879	5,506	15,808	565
6,205	2,610	3,475	120
32,268	13,248	18,299	721
12,719	6,766	5,686	267
47,329	16,812	30,402	115
25,604	9,866	15,409	329
12,380	2,262	9,814	304
8,009	3,265	4,621	123
16,303	7,139	8,306	858
20,029	5,830	13,878	321
17,685	5,190	12,283	211
12,766	3,472	9,089	205
32,379	4,847	26,330	1,202
21,549	4,643	16,792	114
23,605	5,850	17,457	298
15,233	3,466	11,523	244
23,064	7,231	15,738	95
1,185	248	854	83
671,921	214,171	442,089	15,661

※1 基礎調査完了とは、当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。基礎調査完了区域数は、令和2年3月末時点の値であり、今後、変更の可能性がある。

土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

○ 住民等が日常から土地の持つ土砂災害の危険性を十分認識できるよう、土砂災害警戒区域等について、現地に標識を設置する等の取組を推進。

取組事例

○ 現地の標識設置

令和元年度までに239市町村で設置取り組みを開始。



新潟県(令和元年7月設置)

○ 郵便局等における土砂災害ハザードマップの掲示(石川県)



○ 土砂災害警戒区域内の住宅へ戸別周知(熊本県)

○ スマートフォン向け情報提供 (長野県)



スマートフォンのGPS機能を使用することで、現在地周辺の気象・避難所・警戒区域の把握が可能

土砂災害防止法の一部改正 (H29.6) 【要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務付け】

〔平成29年6月19日改正法※の施行〕
※水防法等の一部を改正する法律

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)を踏まえ、**避難確保計画が未作成の要配慮者利用施設について、計画作成をより一層促進することが必要。**
- このため、土砂災害防止法を改正し、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制の整備を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等を義務付ける**ことによって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。



計画作成の担保措置

- 計画を作成しない施設管理者等に対して、市町村長は**必要な指示**を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長は**その旨を公表**することができる。

要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築 (山形県での取組事例)

防災体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



従業員や利用者への学習会

要配慮者利用施設の被災事例



平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生

「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」の改訂について

【現状】

土砂災害編

避難確保計画作成の手引き

要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する
避難確保計画作成の手引き

平成 29 年 6 月

国土交通省 水管理・国土保全局
砂防部 砂防計画課

水害編

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 6 月

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項等を示したものである。
市町村が避難確保計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。
なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。
また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例を示したものであるが、非常災害対策会議、消防計画や地域等の災害に対応するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することも良い。
避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の編成先である市町村へ確認されたい。

【改訂後】

避難確保計画作成の手引き
解説編

解説編

○「土砂災害用」「水害用」として公表されている手引きやひな形をそれぞれ統合し、共通の解説編、様式編とする

○近年開催された委員会等や、要配慮者利用施設管理者に実施したアンケートから把握できた課題や対応策に基づき、土砂災害の警戒避難に関する特徴を反映

統合

避難確保計画のひな形

【作成例】

〇〇施設 土砂災害に関する避難確保計画
作 成：平成〇〇年〇月〇日
改 訂：平成〇〇年〇月〇日

1 【目的】
本施設に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第九条の二に基づき、〇〇施設区域で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応する必要がある事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
本避難確保計画は、〇〇施設に設置する器具（以下「施設器具」という）および施設の利用等または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。
【〇〇施設の利用】
平日：利用者 ○名、施設職員 ○名（夜間：利用者 ○名、施設職員 ○名）
休日：利用者 ○名、施設職員 ○名

2 【防災体制に関する事項】
(1) 【各組の任務と組織】
1) 各組の任務
① 指揮官
施設管理者を支援し、各組へ必要な事項を指示する。
② 情報収集班
テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した最新の情報収集、がけ崩れ等の最新情報の把握や被害状況などを収集し、指揮官、避難確保班に必要事項を報告し伝達する。
③ 避難確保班
高層階級・高齢者等避難確保の機能が果たされた場合、がけ崩れ等の警戒誘導などを発見した場合に、利用者を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図
（図略）

図1-1 職員役割分担
作成例-1

【様式編】

洪水時の避難確保計画

【施設名： 〇〇〇〇】

平成 年 月 日 作成

共通様式に

医療施設
避難確保計画

対象災害：水害（洪水）

【施設名： 〇〇〇〇】

〇〇 年 〇 月 作成

様式編

例)

- 計画作成に活用可能なサイトの紹介
- 警戒レベルと施設体制・取るべき行動の関係性
- 土砂災害の特性及びそれを踏まえた避難の判断
- 早期避難のための防災気象情報の有効活用
- 土砂災害に関する防災訓練や避難訓練の重要性

土砂災害警戒区域に立地するため、土砂災害防止法に基づき
警戒避難体制の整備等を構築する必要がある要配慮者利用施設数

平成31年3月31日時点

都道府県	市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数	
		うち、土砂災害に関する避難確保計画を作成している施設数
北海道	116	3
青森県	82	20
岩手県	184	117
宮城県	146	60
秋田県	98	24
山形県	54	8
福島県	147	30
茨城県	65	4
栃木県	82	38
群馬県	135	72
埼玉県	40	15
千葉県	38	7
東京都	68	0
神奈川県	1,585	766
山梨県	44	8
長野県	689	259
新潟県	236	69
富山県	58	49
石川県	142	87
岐阜県	506	226
静岡県	588	363
愛知県	222	112
三重県	233	98
福井県	270	66
滋賀県	119	21
京都府	553	20
大阪府	251	16
兵庫県	786	166
奈良県	77	22
和歌山県	257	110
鳥取県	86	45
島根県	357	96
岡山県	214	2
広島県	1,484	805
山口県	701	275
徳島県	210	138
香川県	194	72
愛媛県	328	114
高知県	424	131
福岡県	835	340
佐賀県	55	21
長崎県	146	21
熊本県	137	9
大分県	160	16
宮崎県	123	7
鹿児島県	400	9
沖縄県	16	1
合計	13,741	4,958